

## ボランティアポイント制度について

# ボランティアポイント Q&A



## Q. 自分の好きなボランティア内容を指定できますか？

A. ご自身の得意とする(興味がある)活動可能な分野等についてお気軽にボランティア活動に取り組んでいただけます。

## Q. ボランティア活動の日にちや時間を自由に決めることはできますか？

A. 活動できる日にちや時間帯を青森市ボランティアセンターがボランティア受入先に確認をし、希望に合うよう調整を図ります。

## Q. 『青森市ボランティアポイント制度対象事業・活動メニュー』でしかボランティアポイントが付与されないのですか？

A. 現在は『青森市ボランティアポイント制度対象事業・活動メニュー』のとおりとなっておりますが、今後、ボランティアの登録状況を見てメニューを調整していきます。

## Q. ボランティアポイントは、どのようにしてもらえますか？

A. 地域福祉サポーター(ボランティア活動者)が活動を行った場合に、ボランティア受入先が「ボランティアポイント手帳」に活動確認スタンプを押します。ポイントは1時間の活動につき1ポイントとし、1日あたり2ポイントが上限です。ポイントが10ポイント以上になったら、「商品券」もしくは「市営バスカード」に交換できます。

## Q. ボランティアポイントは、いつ・どのように交換するのですか？

A. 毎年、3月から翌年2月の活動で貯まったポイントを、青森市ボランティアセンターへのポイント交換の申請後、青森市から送付される「交付決定通知書」を持参の上、ボランティアセンターで同年4月から翌年3月10日までに還元品と交換できます。10ポイント単位で交換でき、年度における交換の上限は50ポイントとなります。ポイントの交換は原則年1回となります。

## Q. ボランティアポイントを翌年に貯めておけますか？

A. ポイントは、翌年度に繰り越すことはできません。

## 地域福祉サポーターを受け入れる団体の登録

ボランティアを受け入れる団体も、どのようなボランティア活動を募集するかなど、ボランティアセンターへの登録の申請が必要です。申請は、青森市ボランティアセンター窓口で受付します。

＝お問い合わせ＝

### ◆青森市福祉部福祉政策課

〒030-8555 青森市中央1丁目22番5号  
電話 017-734-5313 FAX 017-734-3013



### ◆青森市ボランティアセンター

(社会福祉法人 青森市社会福祉協議会)

#### 【本部】

〒030-0802 青森市本町4丁目1番3号  
青森市福祉増進センター(しあわせプラザ)内  
電話 017-723-1340 FAX 017-777-0458

#### 【浪岡支部】

〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字稲村274  
青森市浪岡総合保健福祉センター内  
電話 0172-62-9011 FAX 0172-62-9015

できることからはじめてみよう



# 青森市 ボランティアポイント制度

## ボランティアポイント制度ってなに？

ボランティアを行いたいと思っているかたが実際に活動するきっかけとなるよう、また、高齢者のみなさんの社会参加により、生きがいづくりや介護予防等につなげていただくことを目的とした制度です。

対象となる地域福祉活動に参加し、その活動に応じてポイントが付与され、得たポイント数で年間最大5,000円相当の還元品と交換できます。

自分にできる範囲で、ボランティア活動を始めてみませんか？



## だれでもできるの？

### お申込みできるかた

以下の条件を満たしているかた

- ・満18歳以上で市内に居住または通勤、もしくは通学しているかた
  - ・青森市ボランティアセンターに地域福祉活動を目的としたボランティア登録をしたかた
- ※高校生は除きます。

～安心して活動していただくために～  
ボランティア保険の加入

活動中の方がケガや事故などに備え、ボランティア保険に加入します。費用は、既にボランティア保険に加入しているかたを除き、青森市ボランティアセンターが負担しますので、安心して活動していただけます。





# 青森市ボランティアポイント制度について

## 目次

- ◆どんな制度なの? . . . . . 1
- ◆登録からポイント付与までの流れ . . . 3
- ◆ポイントを交換しよう . . . . . 5
- ◆ポイント対象活動一覧表 . . . . . 7

## どんな制度なの？

### 1 制度創設の背景

平成 28 年 3 月に策定した「青森市地域福祉計画」の策定過程の中で行った地域住民等へのアンケート調査では、町会等においては、新しく担い手になってくれる人が不足していること、一方、住民からは、何かお手伝いしたいと思うが具体的に行動に移せていないという実情が分かり、地域福祉を進める上で、ボランティアの確保に加え、ボランティアを行いたいと思っている方が実際に行動できるような環境づくりが必要であると考えました。

また、高齢化社会においては、介護予防の必要性を理解し、身近な地域で介護予防体操の普及などの取組を担うボランティア人材を育成するなど、高齢者が地域において主体的に介護予防活動に取り組むための仕組みを考える必要があり、それらを踏まえ、ボランティアポイント制度・地域福祉サポーター登録制度の創設をすることとしました。

### 2 制度の目的

- (1) 既にボランティア活動を行っている方々に対しては、より一層活動に張り合いが持てるよう、また、これまでボランティア活動を行ったことのない方々に対しては、ボランティア活動をはじめめる動機付けをすることで、地域福祉の担い手であるボランティア活動を行う人材の育成・確保を目指します。
- (2) 高齢者の方々がボランティア活動による社会参加をすることで、生きがいづくりや介護予防等を目指します。

### 3 ポイントが付与される活動内容

- (1) 市が市社協や市の町（内）会に依頼する地域福祉活動
- (2) 市社協や地区社協、町（内）会が実施する地域福祉活動
- (3) 地域包括支援センターや福祉施設等で実施する地域福祉活動
- (4) その他市長が認める地域福祉活動

※ 対象事業・活動メニュー一覧は 7 ページをご確認ください。

#### 《Point》

- ・団体として行っている活動に対するボランティアが対象となるため、個人からの依頼によるボランティア活動は対象外です。
- ・対象事業は、ボランティアセンターと市の協議により見直しをしていきます。

### 4 ポイントが付与される対象者（地域福祉サポーター）

- ・地域福祉活動を目的として青森市ボランティアセンター（青森市社会福祉協議会内）へ登録したかた
- ・青森市ボランティアセンターへ登録する時点で満18歳以上のかたで、本市に居住しているかた、市内で働いているかた、市内で学んでいるかた(高校生は除きます)

※本制度開始前に、ボランティアセンターにボランティア活動をするかたとして登録し、地域福祉活動を行っているかたは、「地域福祉サポーター」とみなします。

## 登録からポイント付与までの流れ

### 1 地域福祉サポーターの登録

#### (1) ボランティアセンターへ登録

- ・自分が得意とする活動可能な分野等について、青森市ボランティアセンターに個人や団体として登録の申請を行います。申請は、青森市ボランティアセンター窓口で受付します。

(団体として登録する際は、実際に活動する個人の一覧表の提出が必要です)

- ・地域福祉サポーターの登録は、次年度以降自動更新しますので、1度登録するだけで結構です。

※本制度開始前に、ボランティアセンターにボランティア活動をするかたとして登録し、地域福祉活動を行っているかたは、「地域福祉サポーター」の登録の申請があったものとみなします。(再掲)

#### (2) ボランティアポイント手帳の交付

- ・ボランティアセンターは、地域福祉サポーターの申請者に対し、「青森市ボランティアポイント手帳」(以下「ポイント手帳」)を交付します。
- ・このポイント手帳は、ボランティア活動に応じてスタンプが押されることとなりますので、活動の際は、ポイント手帳を忘れず携帯しましょう。
- ・ポイント手帳を紛失したり、サポーターの氏名や住所等の登録事項に変更があった場合は、速やかにボランティアセンターへ届け出ましょう。

#### (3) ボランティア保険の加入

- ・活動中の万が一の事故に備え、ボランティア保険に加入します。費用は、既にボランティア保険に加入しているかたを除き、ボランティアセンターが負担します。

## 2 受入団体の登録

- ボランティアを受け入れる団体も、どのようなボランティア活動を募集するかなど、ボランティアセンターへの登録の申請が必要です。申請は、青森市ボランティアセンター窓口で受付します。
- 団体の名称や代表者氏名が変わった場合は、速やかにボランティアセンターへ届け出ましょう。

※本制度開始前に、ボランティアセンターにボランティア活動を受入れる団体として登録し、地域福祉活動を行っているかたを受入れている団体は、「受入団体」の登録の申請があったものとみなします。

## 3 青森市ボランティアセンターの役割

- 青森市ボランティアセンターは、ボランティアをしたい人とボランティアを募集したい人（団体）をつなぐところです。
- 受入団体からの要請に応じて、受入団体が希望する日時に活動可能な地域福祉サポーターをマッチングし、地域福祉サポーターが活動可能であれば、受入団体に派遣調整結果の連絡をします。
- 月に1度の受入団体からの報告により、地域福祉サポーターへ付与したポイントの状況をデータで管理します。
- また、ポイントを交換品と交換する際の申請・交付窓口となります。

## 4 ボランティア活動当日

- ボランティアセンターから派遣の連絡を受けた地域福祉サポーターは、当日地域福祉サポーター自身が準備しなければならないものなどを事前に受入団体に確認します。





## 2 交換の申請から交付まで

### (1) ポイントの交換品

ポイント数に応じて、下記のいずれかと交換できます。

①商品券（1,000 円分×枚数）

②バスカード（1,000 円分、3,000 円分、5,000 円分）

〔 ※1 ポイント 100 円相当に換算、年間50ポイント=5,000 円相当を上限 〕

### (2) ポイント交換の申請・決定

・貯まったポイントを交換するためには、ボランティアセンターへの申請が必要です。（原則期間内に1度）

・審査を経た後、青森市から交換決定通知をします。

〔 ※市税、介護保険料に滞納がある場合は、ポイントの交換はできません 〕

・交換決定通知書、印鑑、身分証明書をボランティアセンターに持参し、交換品を受け取ることができます。

### (3) その他ポイント交換の留意事項

・10ポイント未満は切捨て、次年度への繰越しはありません

（例：35ポイントを申請 ⇒ 3,000円相当の交換）

《ポイントと交換相当額一覧》

ポイント数	交換相当額
10ポイントから19ポイントまで	1,000円
20ポイントから29ポイントまで	2,000円
30ポイントから39ポイントまで	3,000円
40ポイントから49ポイントまで	4,000円
50ポイント以上	5,000円

※50ポイント交換後において、活動期間内のボランティア活動に対してポイントは付与されますが、交換及び次期活動期間への繰越はできません。

青森市ボランティアポイント制度対象事業・活動メニュー一覧

平成29年10月1日現在

No.	区分	対象事業・活動名	地域福祉サポーターの活動内容	活動確認者
1	高齢者支援	こころの縁側づくり事業	高齢者同士や若年者等との交流の場の提供及び運営	地区社協関係者
2		ほのぼのコミュニティ21推進事業	「ほのぼの交流協力員」として高齢者世帯等の訪問見守り活動	地区社協関係者
3		ひとり暮らし高齢者給食サービス事業	高齢者の仲間づくりや生きがいづくりのための給食会や茶話会の運営	地区社協関係者
4	介護予防	認知症カフェ	認知症高齢者や家族の交流活動への運営補助	地域包括支援センター
5		介護予防普及事業	介護予防体操の普及及び運営補助	地域包括支援センター等
6		元気わくわくサポート事業(運動器機能向上等プログラム)	介護事業所での運動器機能向上プログラム提供への補助活動	通所介護事業所等
7		元気アップサポート事業(認知症予防等プログラム)	介護事業所での利用者間交流を通じた認知症予防プログラム提供への補助活動	通所介護事業所等
8	雪対策支援	ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動	ひとり暮らしの高齢者世帯除雪	市社協
9		屋根の雪下ろし奉仕活動	積雪が1mを越えたときに実施する屋根の雪下ろし	市社協
10		福祉の雪対策事業	「福祉の雪協力会」の一員として除排雪活動	地区社協関係者
11		冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業	市から貸与される除雪機を使用した地域の歩道除雪	青森市
12		冬期児童通学路確保に関わる除雪機貸与事業	市教育委員会から貸与される除雪機を使用した小学校通学路の除雪	市教育委員会

《お問い合わせ先》

◆青森市福祉部福祉政策課 017-734-5313

◆青森市ボランティアセンター  
(青森市社会福祉協議会内)

【本部】017-723-1340

【浪岡支部】0172-62-9011